

令和6年2月7日（水）午後2時～4時

ラコルタ柏2階講座室

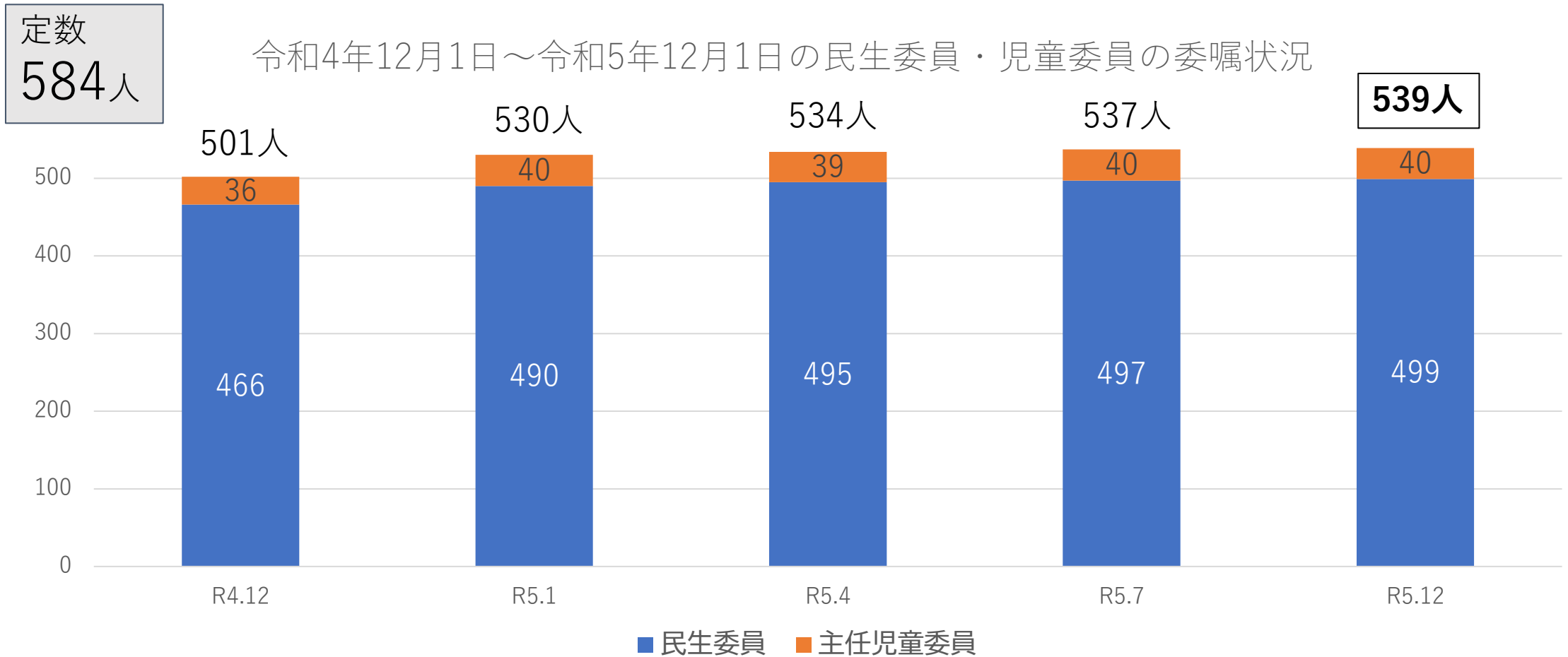
柏市健康福祉審議会
民生委員審査専門分科会資料

議題

- (1) 民生委員・児童委員の委嘱状況について
 - ア 委嘱者数の推移
 - イ 欠員状況及び他市比較
 - ウ 令和7年度一斉改選時における状況の見込み
- (2) 現状の課題及び今後の取組について
 - ア 現状の課題
 - イ 他自治体での取組事例（参考）

(1) 民生委員・児童委員の委嘱状況について

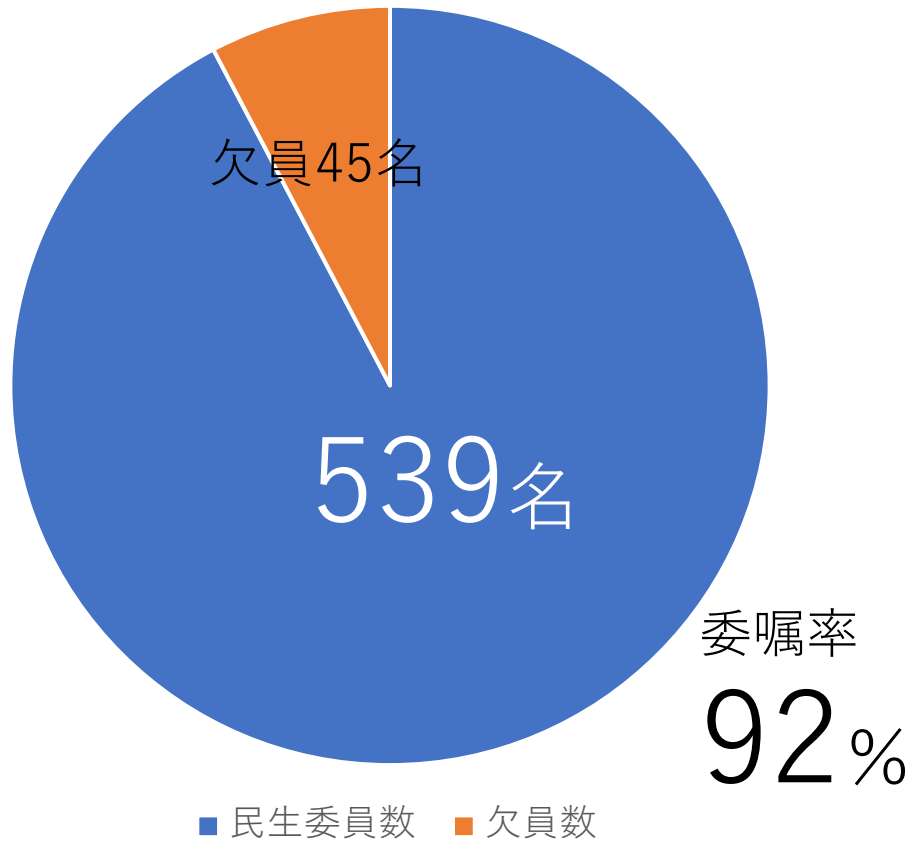
ア 委嘱者数の推移



(1) 民生委員・児童委員の委嘱状況について

イ 欠員状況及び他市比較

民生委員・児童委員 欠員状況



委嘱状況比較

	委嘱状況 (%)
中核市 (計59市)	95.4%
千葉県 (計54市町村)	94.5%
柏市	92.3%

(1) 民生委員・児童委員の委嘱状況について

イ 欠員状況及び他市比較（参考）

R5.12.1現在



北部	実数 (欠員数)
田中	34 (0)
柏の葉	14 (7)
西原	26 (0)
富勢	37 (1)
松葉	12 (4)
高田	21 (0)

南部	実数 (欠員数)
光ヶ丘	25 (4)
南光ヶ丘	23 (1)
酒井根	12 (4)
藤心	23 (0)
南部	41 (2)
土	23 (4)

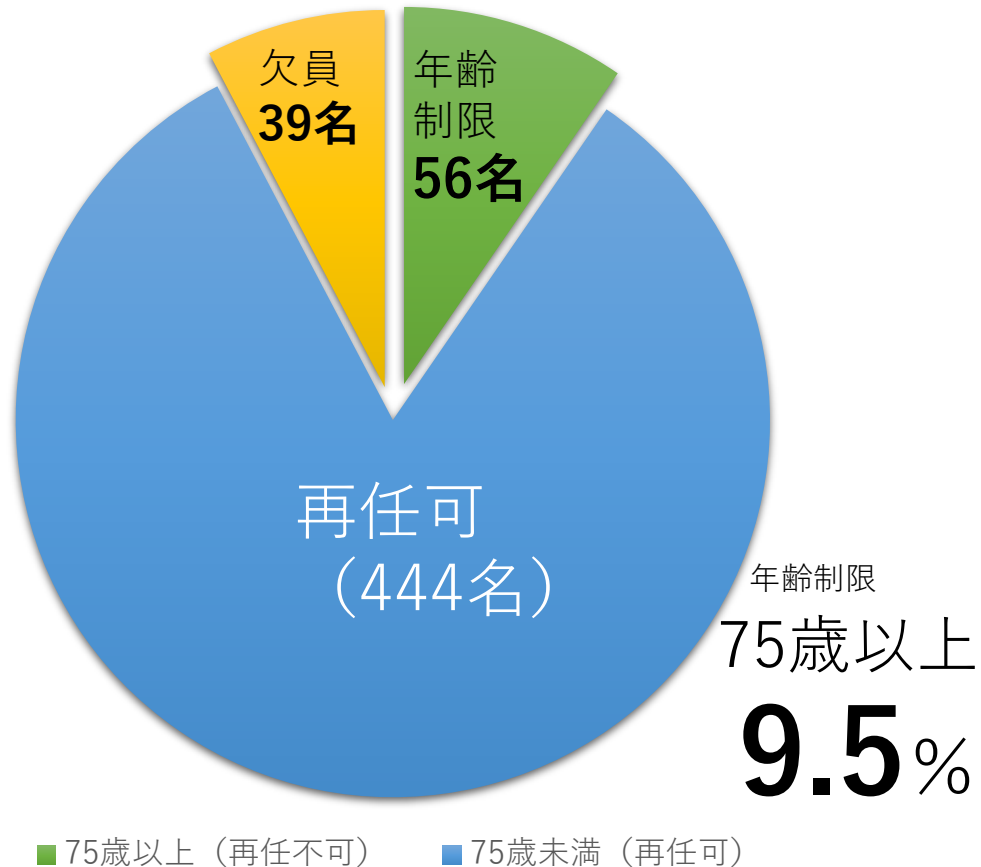
中央	実数 (欠員数)
豊四季台	16 (1)
豊四季台西	30 (1)
旭町	20 (4)
新富	26 (0)
富里	25 (2)
柏中央	24 (6)
新田原	18 (0)
永楽台	19 (0)

東部	実数 (欠員数)
風早北部	33 (3)
風早南部 手賀	37 (1)

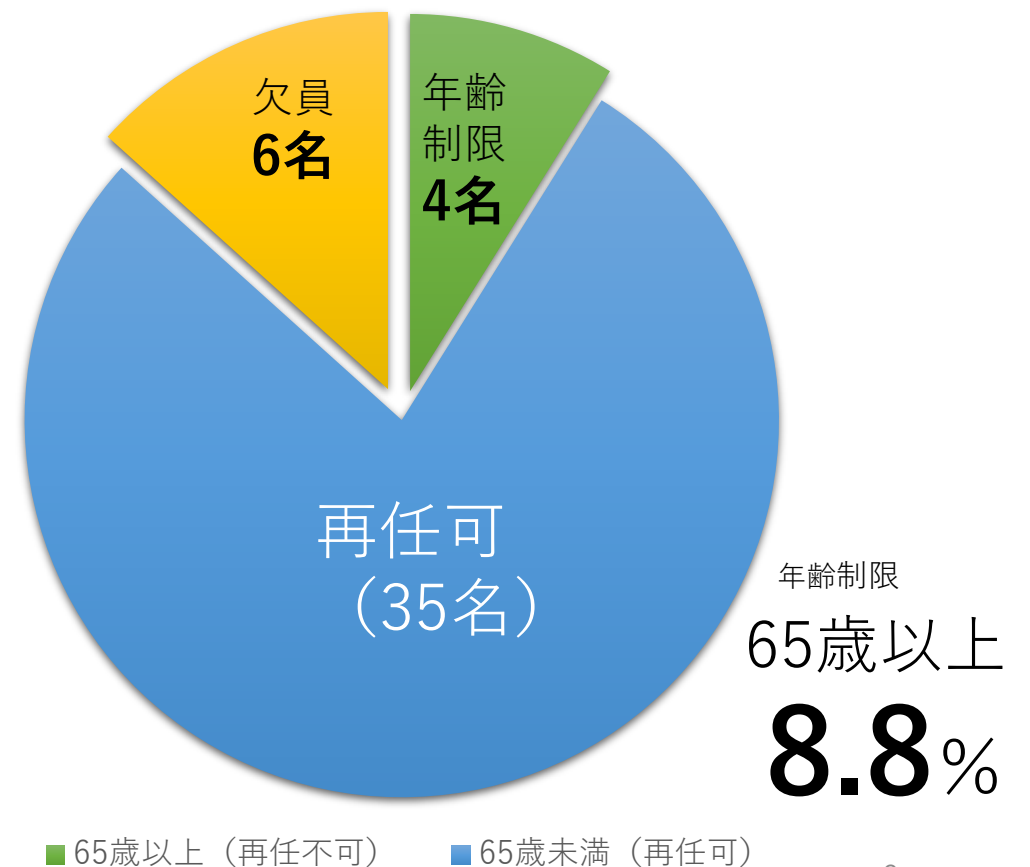
(1) 民生委員・児童委員の委嘱状況について

ウ 令和7年度一斉改選時における状況の見込み (欠員の見込み)

民生委員・児童委員



主任児童委員



(2) 現状の課題及び今後の取組について

ア 現状の課題

①委嘱率について

全国的に見ても民生委員の成り手不足は課題であり，他市との比較においても，柏市の民生委員児童委員の委嘱率は低い状況にある。

②新任委員候補者の選出について

現在の欠員数(45名)及び次回一斉改選時における年齢制限による退任者数(60名)を合計すると，100名を超える新任の民生委員を委嘱することとなる。

新たに100名超の民生委員候補者を選出するには，行政機関の努力はもとより，関係各位の御理解及び御協力を得ることや新たな施策の展開が必須と考えられる。

(2) 現状の課題及び今後の取組について
イ 他自治体での取組事例（参考）

協力員制度

民生委員の負担軽減を
目的に，民生委員の
活動について補佐・
協力する制度。

立候補制度
(公募制度)

町会長等の推薦では
なく，民生委員にな
りたい人が自ら立候
補する制度。

年齢制限緩和
(撤廃)

民生委員75歳，主任
児童委員65歳までの
年齢制限を緩和または
撤廃するもの。

(2) 現状の課題及び今後の取組について

イ 他自治体での取組事例（参考）

	協力員制度	立候補制度	年齢制限緩和（撤廃）
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ① 民生委員活動に興味はあるがハードルを感じている方へ、まずは活動内容を実地で理解していただくことが期待できる。 ② 担当民生委員の活動をサポートすることにより当該民生委員の負担軽減ができる。 ③ 年齢制限等により民生委員を退任された方が協力員になることにより、その知識や経験を後継者に承継できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 埋もれている人材発掘に繋がる。 ② 推薦される方のモチベーションに期待できる。 ③ 民生委員制度の周知啓発にも期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 民生委員活動を継続する意欲がある方に引き続き御活躍いただくことが可能となる。 ② 個々人の意欲、能力及び健康状態に応じて柔軟に委嘱が可能となり、成り手不足解消が期待できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ① 民生委員はもとより協力員制度についても知名度が低いため、市民への周知が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 応募人材と不足地域のミスマッチが発生する可能性あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ① （加齢による）任期中の健康不安や活動時の事故発生可能性が高まる。 ② 任期に期限がなくなり、委員の方のモチベーションに悪影響の可能性がある。

(2) 現状の課題及び今後の取組について

現在の取組（参考）

民生委員推薦会の回数の変更

民生委員の推薦については、これまで随時委嘱としていたが、令和6年より委嘱月を年3回（3月，7月，12月）とし、このことについて全町会長等及びふるさと協議会会長へ周知した。
→複数の町会長等からお問い合わせをいただき、随時委嘱や一斉改選の時期について、改めて御認識いただく機会となった。

一斉改選時の訪問説明

訪問説明については、一斉改選の前年度末から当年度初めに、ふるさと協議会の会議に出席し、推薦事務手続きの説明及び民生委員・児童委員候補者の選出依頼を行っている。
令和7年度の一斉改選においても、同様の取り組みを行い、推薦母体となる町会長等及びふるさと協議会会長への訪問説明を実施する予定。